

2022 年 5 月 9 日

東海国立大学機構長 殿

名古屋大学職員組合中央執行委員長

水島 朋則

本年度におけるボーナスの取扱いについての意見書

日頃より職員の処遇改善にご尽力いただきありがとうございます。

ボーナスの引き下げに反対します。

機構は、社会一般情勢に合わせるとして人事院勧告に準拠すると説明していますが、国立大学法人の教職員は国家公務員ではなく一般の労働法制が適用され、労働契約法に基づいて労働条件を決めていくものです。今回は不利益変更であるにもかかわらず、労働組合との交渉や法人としての財政状況も明らかにしないままボーナス切り下げを決定することは労働契約法違反です。

機構は、社会一般情勢への適合を言っていますが、仮に人事院が国家公務員の代償機関として民間調査を行った上での勧告を前提としているとしても、それは単に人事院の勧告をまねしただけで、機構としての財政状況や新型コロナウイルス対応などで奮闘した全教職員の働きをみてボーナスを引き下げることが本当に妥当なのかを考えていただきたいです。労働者にとって給料は生活を支え仕事へのモチベーションを維持するうえで重要なものであり、賃下げは、雇い主が財政状況や他の代替手段がない時に最後に行うべきことであると考えます。ボーナスを引き下げる前に、コロナ禍における働き方（テレワーク）や、職場における感染防止対策等に粉骨を砕いて対応してきた非常勤職員を含む全ての教職員に平等な手当の支給や、政府が働き方改革で提唱しているような副業・兼業の許可についても検討していただきたいです。今回も、労働者の代表である労働組合との話し合いもないまま引き下げ提案をしており、労働契約法の段取りさえ省いていることは、労働契約法で言う労使対等の趣旨にも反しています。

国家公務員に準拠すると言いながら、国家公務員の非常勤職員にはボーナスが支給されているのに、法人の非常勤職員には1円たりともボーナスが支給されておらず、機構執行部の匙加減に任されています。機構で働くすべての教職員が安心安全で働きやすい素敵な職場環境となるよう、非常勤職員へのボーナス支給を積極的に行うべきです。

また、引下げ分は将来に向けた投資に充てる予定と説明がありましたが、具体例を示すこともなく、労働者の賃金をカットして将来の投資に充てるなど、言語道断です。

一昨年 of 12 月ボーナスの引き下げ分 (0.05 月) については何の代償措置もなく、今年度さらに引き下げられる提案には反対します。

以上